

平成 2 7 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

2 月定例会
(2 月 27 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 1 号〉

平成 27 年 2 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 1 号 2 月 27 日（金）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名（16 番 安澤 勝君、18 番 外川善正君）	3
会期の決定	3
選挙第 1 号上程	3
議案第 1 号上程（管理者提案説明）	4
議案第 1 号（質疑・討論）	6
議案第 1 号（採決）	11
議案第 2 号上程（管理者提案説明）	11
議案第 2 号（質疑・討論）	15
議案第 2 号（採決）	18
一般質問	18
閉会	40
付録	
全員協議会（平成 27 年 2 月 27 日）	41

2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第1号）

平成27年2月27日（金）

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第1号上程
- 第5 議案第1号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第6 議案第2号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第7 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指定
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第1号
彦根愛知犬上広域行政組合議会副議長の選挙について
- 日程第5 議案第1号
平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第2号
平成27年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算
- 日程第7 一般質問

会議に出席した議員（16名）

2番	西川正義君	11番	田中滋康君
3番	北川久二君	12番	吉岡忍ミ子さん
4番	佐々木康雄君	13番	八木嘉之君
5番	山内善男君	14番	辻真理子さん
6番	西澤伸明君	16番	安澤勝君
7番	深田治夫君	17番	河村善一君
8番	今村恵美子さん	18番	外川善正君
10番	上杉正敏君	19番	北村收君

会議に欠席した議員（3名）

1番 木村 修 君

15番 安居 正 倫 君

9番 小川 喜三郎 君

議場に出席した事務局職員

事務局 長 高 田 秀 樹

事務局 副主幹 木 田 正 信

事務局 次長 山 田 禎 夫

書 記 高 橋 大

会議に出席した説明員

管 理 者 大久保 貴 君

事 務 局 長 高 田 秀 樹 君

副 管 理 者 伊 藤 定 勉 君

総 務 課 長 山 田 禎 夫 君

副 管 理 者 北 川 豊 昭 君

紫 雲 苑 場 長 茶 木 作 夫 君

副 管 理 者 久 保 久 良 君

建 設 推 進 室 長 山 岸 将 郎 君

副 管 理 者 宇 野 一 雄 君

中 山 投 棄 場 長 片 岡 聡 君

会 計 管 理 者 西 田 哲 雄 君

中 山 投 棄 場 主 幹 水 森 豊 孝 君

建 設 推 進 室 主 幹 村 上 義 一 君

午後 2 時 02 分開会

○議長（北村收君） それでは、ただいまから平成 27 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は、15 名で、会議開会定足数に達しております。

よって、平成 27 年 2 月定例会は成立をいたしました。

<辻議員入場>

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

○議長（北村收君） 日程第 1 1 月 8 日付けで多賀町議会から補充選出の報告があり、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第 2 会議録署名議員の指定

○議長（北村收君） 次に日程第 2 本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に 16 番安澤勝君、18 番外川善正君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（北村收君） 次に日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 4 選挙第 1 号上程

○議長（北村收君） 次に日程第 4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議ありの発言がございましたので。それでは、異議がありますので、選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

（議場を閉鎖）

ただいまの出席議員数は、16 人でございます。

次に立会人を指名いたします。立会人に 2 番 西川正義君、3 番北川久二君を指名いたします。投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。2 番から順番に投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。2番西川正義君、3番北川久二君に開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは選挙結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票数16票、無効投票0票。有効投票のうち、北川久二君13票、山内善男君3票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、北川久二君が副議長に当選をされました。

ただいま議場の入り口を開きます。

ただいま副議長に当選されました北川久二君は議場におられますので、当選の告知をします。それでは、北川久二副議長からあいさつをお願いいたします。

○副議長(北川久二君) ただいまは、はからずも、副議長という重責に、皆様方のご投票の結果、就任をさせていただくことになりました。私は、多賀町議会の北川でございます。今後におきましては、皆様方のお力添えをいただきながら、副議長の役職を務めさせていただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(北村收君) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

日程第5 議案第1号上程

○議長(北村收君) 次に日程第5議案第1号 平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[木田議会事務局副主幹朗読]

○議長(北村收君) 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者(大久保貴君) それでは、議案第1号 平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)の概要について、ご説明を申し上げます。

補正前予算総額11億8644万1千円に対しまして、歳入歳出それぞれに、9178万7千円を減額いたしまして、予算総額を10億9465万4千円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、財務会計システムの導入、紫雲苑改築工事、中山投棄場の委託料など、入札によります執行残など不用となりました額について減額を主にお願ひするものでございます。

また、火葬業務を行いながらの工事となっております紫雲苑でございますが、ご遺族の心情等に配慮し、会葬・収骨時には工事を一時中断し

ておりまして、また、天候不良などにもよりまして、工事が遅滞いたしておりますので、平成26年度に完成できない工事費用等に相当する2億9297万7千円の明許繰越についても併せてお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局から説明を申し上げますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北村収君） 続いて事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、議案第1号 平成26年度一般会計補正予算書について、ご説明をさせていただきたいと思っております。お手元にご覧いただけます補正予算書の方をご覧させていただきたいと思っております。まず、1ページにつきましては提出議案の総括でございます。

第1条、歳入歳出それぞれに9178万7千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を10億9465万4千円とするものでございます。

第2条 紫雲苑改築工事の平成26年度に完成しない部分について、一部、明許繰越するものでございます。

第3条 紫雲苑改築工事にかかります債務負担行為の限度額について、補正するものでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。第2条 繰

越明許費補正でございます。紫雲苑改築工事につきまして、天候不良など諸般の理由によりまして工事遅滞の結果、平成26年度には完成できない工事費用等に相当する2億9297万7千円について、明許繰越をお願いするものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。第3表 債務負担行為補正でございます。2ヶ年の紫雲苑改築工事につきまして、入札執行によりまして契約額が確定しましたことにより2億9486万8千円をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金は、歳出の補正に伴いまして、8823万3千円を減額し、9億7494万円とするものでございます。それから、第2款 使用料および手数料、第1項 使用料は、投棄場使用料を160万円減額するものでございます。

続きまして、第3款 財産収入第1項 財産売払収入につきましては、中山投棄場が所有してございました8トンダンプを入札により、売却できましたことから64万8千円を計上するものでございます。

第4款 繰入金 第1項 基金繰入金は、今年度取り組んでおります財務会計システム導入にかかります

入札執行残分が不要となりますことから、充当額の260万2千円を減額するものでございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

第2款 衛生費 第1項 衛生管理費 第1目 一般管理費、第11節 需用費、公用車燃料費 5万円の補正をお願いするものでございます。

第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費、第13節 委託料は、財務会計システム構築委託業務の入札執行残分について、153万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

第2款 衛生費 第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費、第18節 備品購入費につきましても、財務会計システム構築委託業務の入札執行残分として、106万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

それから、第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費、第13節 委託料につきましては、紫雲苑改築工事設計監理委託業務にかかります入札執行残分につきまして、954万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費、第15節 工事請負費につきましては、紫雲苑改築工事一式にかかります入札

執行残分につきまして、7366万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

第2款 衛生費、第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費 第13節 委託料につきましては、中山投棄場浸出水処理施設の水質検査委託業務にかかります入札執行残分について、590万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

第2款 衛生費、第3項 清掃費、第2目 塵芥焼却場費につきましては、候補地選定委員会の開催回数につきまして、委員会の設置時期が公募委員募集等の関係で、当初想定時期より遅れましたこと、また、協議資料の調査・作成に当初想定より時間を要しますことから、4回から2回に変更したことによりまして、第8節の報償費、第9節 旅費、第11節の需用費につきまして減額するものでございます。第12節 役務費の通信運搬費につきましては、選定委員会の議事録について全委員に確認する必要が生じたため、その郵送料について7千円の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） これより質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。質疑は一括でお願いいたします。

6番 西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 6番 西澤
です。それでは、補正予算の繰越明
許費についてお尋ねするものです。

全協での説明の折に、工事が遅れ
た原因の中に流水対策、こういう件
がございました。それで、県の土砂
災害警戒区域、私の質問が、通告書
が間違っておりますので訂正をいた
します。災害危険地域という指定に
なっていますが、用語の間違いです
ので、警戒区域指定ということで訂
正させていただいてですね、このと
の関係ですね、これが大丈夫なのか
というように思いました。それはで
すね、以前、配置計画の中で出され
た県からの多賀町に出された通知文、
そして多賀町から当組合に通知され
た文書でですね、警戒区域が指定さ
れたのでいうことでありました。改
めて、今度の改築計画の配置図を見
ますと、背面になっています傾斜地、
急な崖となっています。その関係で
なんでですね、最近通常では考えら
れない集中豪雨が起ってまいります。
それとの関係でですね、この背
面になるところから、さほど離れて
いないというように思いますし、県
から通知がありましたこの配置図と
それからこの警戒区域の黄色の部分
ですね、これを重ねますとですね、
この紫雲苑の今度の改築計画にだぶ
ってくる、つまり後ろから、背面か
らですね、土砂の災害が発生をした

場合、その背面からですね、土砂の
流出、土砂崩れ等ですね、被害が起
きないのかという点であります。そ
ういう点で質問は、指定区域との関
係と、もう一つは背面のところの急
な崖、これの補強工事なども追加で
する必要があるということで判断を
されたのかどうか、お答え願いたい
と思います。

○議長（北村收君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（茶木作夫君） お答
えいたします。今現在の傾斜地につ
きましては、岩を、岩というか山を
砕いております。それによりまして、
コンクリートで岩の方に土留めをし
まして、それから石を積んでいると
いう形であります。今現在は、表の
方は石がずっと並んでいるような状
態でございます。今現在、その石、
当時と変わらないというような状態
でございます。今現在では、当初
できたときと、さほど変わらないと
いうふうに、これも議員からいろい
ろありまして、私もわかりませんの
で、設計士とか、今現在、施工業者
おりますのでいろいろ協議しまして、
聞いた結果、今のところは当初と変
わりはないというようなことで、強
度的には問題がないであろうとい
うような判断で今現在では補強の予定
はいたしておりません。

○議長（北村收君） 西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 私、以前の
議会で示された図を持っているんで

すが、ちょうどその紫雲苑の今度の改築の背面、あたるところ、つまり南壁ですね、これのところで土砂の災害の警戒区域が設定をされて、さらにその部分で、聞きますと北面の基礎に当たる部分は問題なくて、背面のところが土砂災害の警戒区域というように指定をされていますが、その場合であっても土留め、それから堤防のようなもの、基礎的な工事等がですね、必要でなかったのかどうか。流水との関係では、どの部分の集中豪雨によるこの流水などの危険が迫ってですね、工事の遅れにもひとつ要因として上がってきたという関係はどうなんですか。改めてお聞きします。

○議長（北村収君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（茶木作夫君） 説明が漏れまして申し訳ありません。今の水が流れてきたというのは、ちょうど前の駐車場の方です。今、砕いた方から今の駐車場の方に埋めていると。それで、一応、ある程度の面積を確保したというのが当初の計画です。その当初の計画に合わせて、駐車場の方を今現在、ものを建てています。その関係で、どうしてもなかなか30年では岩盤が固くなりませんのでどうしても伏流水的な形で山の方から水が流れてくるというような形です。あの岩自体はそんなに脆くはないと、ただ下の方から水がくぐってくるので、それで基礎工事

を掘ったときに水が流れてくると。ちょうどその時に雨の季節というような感じで台風とかいろんな形がありましたんで、それで水が流れてきて、それを排出するというような形でございまして、今の建っているところにつきましては、ある程度、今の段階で補強ができています。それともう一つ、工事的にちょっと今よりは後ろの方に下がるというような形でやっておりますので、本体的にはそんなに影響は、もし何かあっても影響ないというように考えております。

○議長（北村収君） 再々質疑はありますか。よろしいか。

それでは次の発言を許します。質疑は一括でお願いします。

8番 今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 私は歳入の3 2 1のところですので、この予算説明書では7ページですね。7ページの物品売払収入、この問題で、先の全協のときに8トンダンプの売却代ということで64万8千円というのが、売却代として収入財源として上がっておりますが、1件だけの応札で落札していますけれども落札者の名前、まずこれを公表してください。それからこの入札のときには、最低価格というのは設定して、応札者には公開して落札をしてもらったのかどうか、その点についても説明してください。

それとこの前お聞きしたときには、当組合のホームページとか各行政関係とか、掲示板に貼り出してたというお話でしたけれども、やっぱりこういう公有財産の処分なんですけれども、広く、自治体によってはネットオークションで物を競売にかけて、いろんなこととしてますけれども、やっぱり管内にもいろんな人もいらっしゃるし、広く募集をかけるということで1円でも高く、この組合の運営原資は管内の住民の税金で賄っているわけですから、といった意味でも収入として上がるものであればそういった努力は当然していただかなくてはいけないと思うんですけれども、そういったことで今回の入札に関してはそういった面の配慮が足りなかったんじゃないかというふうに考えますけれども、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（北村收君） 中山投棄場長。

○中山投棄場長（片岡聡君） 失礼します。今、今村議員のご指摘の、26年度一般会計の物品売上収入についての4点の質問ですけれども、1点目の落札者の名前の公表ということですが落札者名は鬼塚大輝さんという方でございます。

2つ目の最低価格の設定公表していたのかというご質問ですけれども公告により税抜で25万円を公表させてもらっております。

3つ目のなぜネットオークション

で広く応募しなかったのかというご質問ですけれども全協で申しましたように彦根市の公有財産管理室の指導助言をいただきまして当組合のホームページならびに構成市町の公告の掲示板等で参加を募りましたのでご理解をお願いしたいと思います。

そして、4つ目の財産処分のあり方についての問題ですけれども廃棄物の運搬、そして場内の搬入路の整備に使用しておりましたが、現在は使用していないなど。また、昭和61年に購入をさせていただいて車両の老朽化により、彦根市のこれにつきましても公有財産管理室のご指導をいただきまして、また組合の財務規則、契約規則によりまして、処理手続きをさせていただきましたので問題ないと認識をしておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北村收君） 再質疑はないですか。

今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 中山場長の方から設定25万円だと、最低は。そこに今回64万8千円という応札があったということは、やはりその金額で買ってもし価値があったわけじゃないですか。買う人はやっぱりその金額を出すからにはその価値を認めるから出すんですよね。ですから、当組合ではこれはもう老朽化して使えるもんじゃないけどという形でおっしゃいますが、それはまた

住民の意識としてはまた違うような捉え方とかあるわけじゃないですか。でも、やっぱり自由な競争がなければ金額というのは一定偏るんですよ。だから、私はやっぱり自由な競争を保証するということでは、たった1件だけで予定していた価格よりも高かったからいいんじゃないとか、そういう方向で物を捉えるのではなく、これ、もともと買うときにはみんなの税金が投入されているわけですからね、老朽化して処分の対象になったとしても、やっぱり最後の最後まで、やっぱり費用対効果から考えて、そういった財産処分にあたって最高効果を上げるという立場をね、やっぱり特に一部事務組合というのはこの収入財源ってほとんど1市4町の負担金ならびに僅か使用料は入りますけどもね、ほとんどが税金で賄われているという公共的のところだからこそ、こういったことにはもっと意欲を持つ必要があると思うんですけども今後もやり方として広く応募できるようなそういうシステムに取り組んでいくという対応は今後検討はなさらないのでしょうか。私はそういうことをやっぱりやっていくべきだと思います。個人さん、1人、その方はたまたまそういうところでアップを見てこれあるなというのがわかりますけども普通に考えてホームページで見る人というのは、よっぽど仕事の関係で見る

か、公告だってそんなにいくら貼っててもずっと全部確認して歩く人って限られてきます。そういったことでは、機会を広く住民に広げて有効活用して、これだったら使えるという人が今回25万が64万5千円まではね上がっているということはやはりそういったことをもっと多くに声かけたらまたその中で自由競争も起こるわけじゃないですか。競り合ったら上がっていくわけですからね。そういったことをもう少し検討はするという方向性は、管理者、こちらの皆さんの中でもそういった話は、協議というのはされないのでしょうか。

○議長（北村收君） 中山投棄場場長。

○中山投棄場場長（片岡聡君） 失礼します。言っておられるのは、ネットオークションで広く販売等をということだと思えるんですけども、これにつきましては、法整備とか、マニュアルづくりが今のところ当組合はできておりませんので、先進的な事例も含めまして、今後検討をさせていただきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北村收君） 再々質疑はありますか。よろしいか。

○議長（北村收君） 以上で事前通告のあった質疑は終了いたしましたので、以上で議案第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長（北村收君） これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（北村收君） これより採決を行います。議案第1号 平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北村收君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第1号 平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号上程

○議長（北村收君） 次に日程第6、議案第2号 平成27年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を議題といたします。職員に朗読させます。

〔木田議会事務局副主幹朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。

はい。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第2号 平成27年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳

出それぞれ6億1238万6千円とするもので、前年度と比べますと、5億8180万7千円の減額となるものでございます。予算の詳細につきましては、これから事務局から説明をいたしますが、紫雲苑改築工事につきましては、待合棟建設となります第2期工事を第1期工事と同様に火葬業務を行いながら着手いたしますことから平成27年度にかかります工事経費を計上させていただいております。また、中山投棄場、日夏投棄場の各施設の適正な維持管理、特に中山投棄場が平成28年3月いっぱい埋立処分を終了することに伴いまして一時的な措置といたしまして、民間処理業者へ最終処分を委託をいたしますために、構成市町の一般廃棄物をストックいたします中継基地の設置に必要となります経費を計上させていただいております。また、ごみ処理施設建設事業につきましては、本年度から2ヶ年にかけて、候補地選定支援業務といたしまして、平成27年度から平成28年度までの期間に実施し、限度額447万2千円の債務負担行為をお願いするものでございます。

各構成団体におかれましては、非常に厳しい財政状況下ではございますが、当組合の運営にご理解をいただきどうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北村收君） 続いて、事務

局からの詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 禎夫君） それでは、議案第2号 平成27年度一般会計予算書について説明させていただきます。お手元にございます予算書をご覧くださいと思います。

まず、平成27年度当初予算の編成にあたりまして、各構成団体の財政状況や財政健全化に向けた取り組みを十分に踏まえ、当組合の主要な事業を中心に、円滑な組合運営に資することに留意し、対応させていただいたところでございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれに6億1238万6千円とし、前年度と比べ、平成26年度から着工しております紫雲苑改築工事の第1期工事が終わりますことなど、5億8180万7千円の大幅な減額となっているところでございます。

まず、歳入面では収入の根幹をなします構成市町の負担金の軽減を図りますため、新規事業のポスト中山の中継基地設置、あるいは昨年度に引き続き紫雲苑改築工事に要する経費につきましては、基金を取り崩し充当することといたしているところでございます。

歳出面では、紫雲苑改築工事業業について、第2期工事分に必要となる経費を計上させていただきました。中山投棄場・日夏投棄場の各施設の適正な維持管理、あるいは中山投棄

場が28年の3月末で、埋立処分を終了をすることに伴いますところの、一時的に一般廃棄物をストックする中継基地に必要となる経費を計上させていただきますところでございます。

ごみ処理施設建設事業につきましては、候補地選定業務に必要となる経費を計上させていただきました。2月20日の全員協議会で、説明を申し上げておりますので、主な内容に絞って説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。1ページの第1条 第1項では、平成27年度一般会計歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1238万6千円とすること、第2条は債務負担行為について定めているものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。3ページは第2表債務負担行為でございます。ごみ処理施設建設事業にかかります候補地選定支援業務について、委託契約期間が2ヵ年にわたりますため、平成27年度から平成28年度の期間で限度額447万2千円の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。6ページの第

1 款 分担金及び負担金、第 2 項 負担金でございますけれども、当組合事業の、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分にかかります管理運営の経費につきまして、合計で 4 億 7 0 2 3 万 4 千円でございます。

7 ページをご覧くださいと思います。第 2 款 使用料及び手数料、第 1 項 使用料は、火葬場と投棄場の各施設の使用料収入として、合計で 2 7 1 2 万円でございます。

続きまして 8 ページをご覧くださいと思います。8 ページ、第 3 款 財産収入、第 2 項 財産売払収入、第 1 目 物品売払収入は、中山投棄場の重機、ブルドーザーでございますけれども、その売却処分を予定していることに伴いまして、3 0 万円の計上をお願いするものでございます。第 4 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 2 目 投棄場重機・施設整備基金繰入金は、3 2 6 7 万 7 千円の計上でございます。これは歳出にも申し上げますポスト中山・中継基地整備に伴います重機購入に要する経費に充当するものでございます。

続きまして 9 ページをご覧くださいと思います。9 ページ、第 4 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 斎場施設整備基金繰入金は、紫雲苑改築工事の第 2 期分工事に要する経費として、7 4 0 9 万 9 千円を充当するものでございます。

以上が、主な歳入の内訳でございます。歳入合計の総額は 6 億 1 2 3 8 万 6 千円でございます。

続きまして歳出の内訳について、ご説明をさせていただきますので 1 1 ページをご覧くださいと思います。

1 1 ページ、第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費は議会運営に関する経費でございます。合計で 3 4 万 4 千円をお願いするものでございます。

続きまして 1 2 ページをご覧くださいと思います。1 2 ページの第 2 款 衛生費、第 1 項 衛生管理費、第 1 目 一般管理費は、監査委員など、委員報酬、プロパー職員、派遣職員、嘱託職員、臨時職員の人件費、および総務課にかかります事務費、顧問弁護士委託料などの経費でございます。合計で 1 億 3 1 2 5 万 4 千円でございます。

それからずっといきまして 1 6 ページをご覧くださいと思います。1 6 ページは、第 2 款 衛生費、第 2 項 保健衛生費、第 1 目 斎場管理費でございますが、火葬場の紫雲苑の運営、維持管理と改築工事に要する経費でございます。合計で 3 億 2 3 2 3 万 1 千円でございます。

1 7 ページをご覧くださいまして、1 7 ページの第 1 5 節 工事請負費につきましては、紫雲苑改築工事に要する第 2 期工事分として、平成 2

7年度分として2億8307万3千円をお願いするものでございます。

続いて18ページをご覧くださいと思います。18ページの第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費は、中山投棄場と日夏投棄場の維持管理、ポスト中山の中継基地設置に要する経費でございまして、合計で1億4008万5千円でございます。

続きまして19ページをご覧くださいと思います。19ページの第13節 委託料でございます。施設の維持管理に必要となります説明欄に記載の委託業務の他、平成27年度では、ポスト中山、中継基地設置工事実施設計委託業務を行うもので3845万2千円をお願いするものでございます。

続きまして20ページをお開きいただきたいと思います。20ページの第15節 工事請負費は、ポスト中山中継基地設置工事として3065万3千円でございます。続きまして第18節の備品購入費でございますが、ポスト中山中継基地整備にかかります重機購入代として3283万6千円でございます。なお、重機購入分の3262万7千円につきましては、歳入でもご説明申し上げましたように、投棄場重機・施設整備基金を充当をお願いするものでございます。

続きまして21ページをご覧くださいと思います。第2目 塵芥焼

却場費は、新しいごみ処理施設にかかります建設推進室の運営に要する経費でございまして、合計で651万2千円でございます。特に、第13節の委託料につきましては、地域計画の変更業務に68万1千円、候補地選定支援業務を平成27年度、28年度の2カ年で委託する経費として、447万1千円を計上するもので、合計で515万2千円をお願いするものでございます。

続きまして22ページでございしますが、第3款 公債費、第1項 公債費につきましては、起債の償還にかかる経費でございます。第1目 元金の償還額は604万円、次の第2目 利子の償還額は22万8千円で、合せまして626万8千円でございます。第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は100万円でございます。

以上が、主な歳出の内訳でございまして、歳出合計は6億1238万6千円をお願いするものでございます。

続きまして23ページから26ページにかけては、給与費明細書でございまして、予算書の人件費にかかる内訳でございます。

続きまして、27ページでございしますが、27ページにつきましては、上段は債務負担行為のそれぞれの事業の支出予定額等に関する調書でございますし、下の段につきましては

起債残高の見込みに関する調書でございます。平成27年度は新規の起債借入れ予定がございませんので、元金604万円を償還しまして、平成27年度末現在高は1676万7千円の予定となるものでございます。以上、平成27年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

それでは、ご審議につきまして、よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） これより質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので発言を許します。質疑は一括でお願いします。

8番 今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） それでは、平成27年度一般会計予算書につきまして、予算書全般に通じて質問させていただきたいんですけど、税金の無駄使いをなくし管内の市町負担金、先ほど管理者からも厳しい財政状況の中で運営しているというお話ですけれども、そういう市町負担金、税金を減らしていくための、ひとつの方策としてはここの当組合で行っている物品や設備、いろんな機器の購入、業務委託、工事発注、こういった入札におきまして業務が専門的な業務が多いという話とかもいろいろ聞きますけれども、やはり随意契約がやっぱり多ければどうしたって経費は減らないと思うんです。

そういった面で随意契約を減らしていく取り組み、こういったことは新年度において進むのでしょうか。前年度と比較して、どういう取り組みをやっていくとか、検討していく中身とか、具体的な面で説明をお願いいたします。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 今村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、当組合の契約の締結につきましては、ご存じのとおり、平成26年4月から予定価格が1000万円以上の建設工事につきましては、条件付一般競争入札、それから地方自治法第234条第2項の規定に基づきます、あるいは同法施行令第167条第3号に基づきます指名競争入札、それから、小額なものなどにつきましては、同法施行令第167条の2第1項各号の規定によります随意契約の方法によりまして、実施しているところでございます。

議員が申されますように、経費を節減し、公平性、競争性、参加機会の向上を確保していくことが必要であるということは、これまでからの議員からのご指摘等です、十分に認識はさせていただいているところでございます。その中で随意契約を行うにあたりまして、複数の見積りをとるなどをして、競争させ、経費節減に努めているところでござ

います。

平成27年度の取り組みで随意契約を含め、そういった取り組みをどういうふうに考えているのかというご質問につきましては、当組合の建設工事等契約審査委員会というのが、平成26年4月から実施をされているわけでございます。その中で年度当初に十分に審査を行う中で、随意契約というものが安易に行われることのないように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（北村收君） 再質疑はありますか。

今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 工事契約などは、工事高によって指名やら条件付きやら一般競争入札とかありますけれども、私は基本的にこの事務組合の中で随意契約の件数、これをどうやって少なくしていくのかと、小規模なものだから随意契約とかいう話で、先ほどおっしゃっていましたが、26年度において随意契約した、私がここに書きました、物品や設備工事、業務委託、小規模な工事に関する随意契約、あったかどうか分かりませんが、何件あったんですか、全体で。説明してください。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 平成2

6年度で随意契約をいたしましたのが、全部で21件でございます。

○議長（北村收君） 再々質疑はありますか。

今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） その21件が、随意契約でなくては契約できないと契約として円滑に業務として遂行できないと思われる理由、それから21件というのはずっと続いている随意契約かどうか。今年だけの随意契約じゃなくて、継続的に随意契約が続いているのかどうか、21件の中で。私が思いますのは、当組合というのは職員の数も少ないわけですし、いろんな面で組合と関係するいろんな業者間の中の交流というのは出てしまうと思うんです。それは仕方がないと思っているんですが、しかし、そういった中でも、やはり馴れ合いではなくて先ほどおっしゃったように、競争性、透明性、公平性が確保される、そういった業務を遂行していくためにはそういう観点に立って職員さんはお仕事をさせていただきたいと。そうすることで、やはりこの全体のこの管内のこの事業というのが、密接に住民の暮らしに関わる事業で、なくてはならない事業をしていただいているのでそういったことを適切な業務遂行をしていただきたいと思う点から申し上げてるんですがその21件は随意契約に付した理由、または長期に継続的

にやっているのかどうか、今後はそれは減らせないのか、その点について最後お願いします。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） まず、随意契約の主な理由につきましては、やはり法で定めるところの少額なものが大半でございます。特に随意契約をする中で契約担当者の事務等の負担を軽減いたしまして、事務の効率化に寄与するという長所と申しますが、そういったところをやっているんですが、ただ議員が申されるように、その反面、それが本当に適正なのかどうかといったようなところは随意契約の中で検討が必要であるというようにも認識はしております。以前、議員が申されましたように、基本は一般競争入札でありまして、次に指名競争入札がございまして、例外的に随意契約があるといったようなことであるということは十二分に認識をする中でですね、先ほども申し上げましたように随意契約をするにあたっては安易に随意契約をすることなく複数の見積もりをとりながらいかにやっていくのかというようなことを考えているところでございます。併せて、長年、ずっと同じようなものが続いているのかというようなことではございますが少額なものが大半でございますので、実際としては同じものが続いているというようなことではあるわけでは

ございますけれども、ただ冒頭申し上げましたとおり、契約審査委員会の中で年度当初にもう一度、議員のご意見を踏まえながらですね、審査委員会の中で平成27年度の随意契約を拾い出していって実際に本当にどうなのかということ吟味しながら、法に照らし合わせながらですね、進めてまいりたいというように考えておりますので何卒ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北村收君） 以上で事前通告のあった質疑は終了いたしますので、以上で議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長（北村收君） 西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 6番 西澤です。平成27年度の彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に対する反対討論を行います。

反対理由の第1は、負担金・分担金の不公平が改善されていない問題です。これは、以前から改善すべきだと提起している課題ですが、いまだに検討すらされていません。住民一人当たりの割合にしますと、彦根市が1に対して、犬上3町はいずれも2を超えます。大きな財政力のあつ彦根市の立場からしても、不公平な負担を押し付けることを容認してはならないと思うのであります。そ

れは、可燃ごみ、不燃ごみの処理問題にしろ、斎場運営にしろ、発言権も財政負担も構成市町の対等・平等の原則を保持してこそ、健全で好ましい協力関係が育成されるものと確信しているからです。具体的には、改めて提起しますと、均等割の2割を1割に改めるだけでも数値は大きく改善します。少なくとも1.5倍を超えない程度にすべきだと考えます。

もう一つの理由は、塵芥処理・斎場業務などは専門的な技術を要することから業者の数が限られ、委託発注が特定の業者に偏りがちになります。先ほどにもありましたが、そうしますと公平、公正な競争原理が働きにくくなるというのは当然であります。ともすれば、談合や行政との癒着が起きるリスクが高くなるものであります。その上、随意契約ではますます不正を拡大することになりかねません。よって、最大限に一般競争入札に付することをしなければならぬと考えます。主に2つの改善すべき事項を提起して反対討論といたします。

○議長（北村收君） 他に討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（北村收君） これより採決を行います。議案第2号 平成27年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を原案のとおり決すること

に、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北村收君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議案第2号 平成27年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第7 一般質問

○議長（北村收君） 次に日程第7定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の通告書が提出されておりますので発言を許します。質問は一括でお願いします。

通告提出順でいきます。

16番 安澤勝君。

○16番（安澤勝君） それでは、彦根愛知犬上広域ごみ処理施設建設候補地の選定について質問させていただきます。

昨年12月16日開催の第1回候補地選定委員会で示された資料7の1および資料7の2によりますと26年12月から27年3月の募集までの間に月1回のペースで4回程度開催とありますが、また今年3月には管理者会において広域振興策の承認、募集要項・チラシの承認、選定地の報告とあり、今年4月から公募開始し、期間は6ヶ月と記されていますが、全員協議会でいただいた資料に第1回の会議の議事録がありま

すけれども、その後委員会は開催されていないのか、議事録は添付されていなかったです。その後、開催されていないのであればその理由は何であるのでしょうか。管理者は喫緊の課題であると述べられています。そのとおりで、私もなくてはならない施設であり、スピード感をもって対応をと、以前に発言をしています。喫緊の課題であると認識しているにも関わらず、管理者として計画、これは資料7の1、7の2に基づいて進める責任があるのに、それを怠っています。また、事務局も選定委員会を開催できるよう資料を整え、委員長と連携して、委員会を計画どおりに開催していないことにも責任があり、委員長の任にある金谷教授をはじめ、委員会全職員の職務怠慢だと言わざるを得ません。三者、それぞれの責任についてどのようにお考えであるのか、見解を求めます。

中山投棄場の中継基地は28年4月から5年間、その後、中継基地は新設するごみ処理場の一面に移設すると聞いております。そのことから急がなければならないと思っております。現状報告と今後のスケジュール、開催されていない、開催というのは委員会のことです。委員会の開催されていない理由、公募要件の整理にここまで時間がかかる理由をお示しいただきたいと思えます。

また、三津・海瀬地域で建設の話

が白紙撤回されたあと、候補地として既に名乗りを上げている組織が現にあるのはご承知のとおりです。この原開発委員会の位置付けはどうなるのでしょうか。お尋ねいたします。ここで申し添えておきますけれども、そもそもこの建設依頼の件については、彦根市から依頼があり、原開発委員会が承知した件です。以上、誠意をもってお答えをお願いいたします。

○議長（北村収君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） まず、選定委員会が12月16日以降開催されていないが、管理者、委員会、事務局それぞれの責任についてということで、お答えします。広域一般廃棄物処理施設につきましては、当地域での2回の断念というこれまでの経緯に加えまして、事業規模見込みとしては100億円を超える公共事業であり、建設地はもちろんのこと、それ以外の住民の方にも十分理解をしていただいた形で時間をかけて進めていく必要があると考えています。一方、安澤議員の質問のとおり、地域の喫緊の課題であり、できるかぎり迅速な対応をすべきことも理解しております。このことから、透明性確保のための新たな選定委員会を今年度から設置し、募集要件より協議していただくための補正予算を8月議会に上程し、承認いただいたところでございます。補正予算で

お願いしましたのも、平成27年度当初予算では遅いと考えていたためでございます。

以上のことは、管理者、事務局とも理解の上で、住民への透明性の確保の点から、選定委員会の自主性をできる限り尊重して土地選定を進めていただこうと考えております。12月18日の第1回委員会では、圏域内自治会の動向調査、公募団体の詳細スケジュールの再調査、土地面積4haの基礎データである人口推計値・ごみ処理推計値の提示を求められたところでございます。できるかぎり適正な土地公募を提案しようと委員会の方では考えていただいております。この資料作成に時間を要していることに加え、募集要件にかかる地域振興策は初めての試みであり関係構成団体と十分な協議が必要であるため、次回会議の開催に時間がかかっているものでございます。管理者、事務局、委員会それぞれに事情も把握したうえで、誠心誠意この問題に取り組んでおりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

次に、現状報告と今後のスケジュール、開催していない理由、公募要件の整理にここまで時間がかかる理由ということについてお答えします。選定委員会につきましては、3月中旬をめどに会議を開催する予定で調整しております。協議内容につつま

しては、前回会議の指摘事項の回答、今後のスケジュール、公募要件、選定要件等について協議する予定でございます。今後のスケジュールについては、8月補正予算時点よりは遅れますが、平成27年度半ばでの募集開始、平成28年度夏前に締め切り、平成28年度末に有力候補地の選定報告という見込みをしております。

12月16日以降開催されていないことについては、先にもお答えしましたとおり、前回会議での指摘事項に対する資料づくりと地域振興策の調整に時間を要しているためでございます。公募要件の整理に時間がかかる理由につきましては、まず第1には公募にかかる地域振興策が先ほども申しましたが、初めての試みであり、公的資金を投入するものでありますので、関係自治体の財務当局と慎重な協議が必要であること、第2として公募要件は選定基準とも表裏一体のため、一緒に検討すべきであるとの見解が委員会で決定されたためでございます。公募要件、選定要件に関しては委員会設置要綱により委員会で決定することになっており、同時に進める場合には時間を要しますので、ご理解いただきたいと考えております。

次に、原開発委員会の位置づけについて、お答えします。原開発委員会の申し出につきましては、平成2

6年2月10日の湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の首長会議の中で協議をさせていただき、今後作成する募集要項に基づいた形で対応させていただくことになりましたので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（北村收君） 再質問はありますか。

安澤勝君。

○16番（安澤勝君） 今、一通りの説明をいただきましたけれども、その地域振興策というのは確かにいろんな意味でたくさんのお金がかかるということで、それぞれの事情もあることからこれについては時間がかかるというのはよくわかる話ですけれども、要はこのスケジュールによって当初示された事務局の7の1あるいは7の2からするとね、すごく時間がかかりすぎているというふうに思います。やっぱり、これはきちんとですね、この選任された委員会が、やはりこの組合の方のね、ご意向に沿って委員会を開催して、どのようにしていくかということをやったりきちっと事務局の方からも委員長はじめ、委員の皆さんにですね、話をして、やっぱり迅速に。でないですね、以前もらっているこの資料4の2に書いてますとおり、これは彦根の清掃センターは稼働してもう今年度末で38年経過しているわけですよ。他の施設から見ても一

番古い施設であるということは重々皆さん、ご承知やと思いますけれども、そのことから簡単に言うたらこれいつどうなるかわからない状態で、これから選定までまだ2年かかると、選定地が2年かかると、それからもの建ててというたら10年先の話ですよ。これについては、そんなゆっくり構えてたらいつ動かなくなるかという保障はないと思うんです。だから、やっぱりそういうことからそんな悠長に構えてね、委員会をずるずると遅くやって公募の要件を、今どうなっている状況か知りませんが、そんな遅い対応ではいまだかつていけないと思うんです。いかに以前、いろんなことで白紙撤回になったという経緯もあるというのは、わかりますけれども、それを踏まえてでも早急に委員会を開いて、しっかりと速い議論をしていくべきだというふうには思いますけれども、その点についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） ただ今の質問についてお答えします。

現状では一応スケジュールでございまして、委員会の方にも今度の会議では、今、そういった質問も出ましたので、きちっとどういう状況かというのももう少し説明をしながら、スピード感をもってというような話もさせていただきたいとは

考えております。今回当初予算で債務負担にしましたのも、これも一応2年間で絶対決めたいという強い思いがありましたので、安澤議員が言われるちょっと時間的には遅いというところもあるんですが、一応そのへんでも縛りをかけていったつもりでございます。これからも議会の方のこういった意見も十分に参考にさせていただいて、それから管理者、事務局、委員会、委員長、すべてで連携を十分とってよりいい形で進められるように考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（北村収君） 再々質問。

安澤勝君。

○16番（安澤勝君） よくわかるようなということになるんですけども、とにかく、やはり委員長はじめですね、皆さん、それぞれご都合等もあるかと思えます。しかしながら、こういった広域行政の委員会の委員、あるいは委員長を仰せつかった方であれば、万態を期してですね、いろんな諸事情もあるのは、横に置いていってでも、広域の住民のために時間を割いて早急に委員会を開いて、早急に結果に導いていただきたいというのが、委員会の仰せつかわれた責任だと思えますので、その点は十分に委員長さんをはじめ、皆さんに再度、その委員になっている自覚を持っていただいて、早く進めていただきたいと思えます。以上です。

○議長（北村収君） 答弁はよろしいね。

○16番（安澤勝君） はい。

○議長（北村収君） それでは、次に通告提出順で行きます。

それでは次に5番 山内善男君。

○5番（山内善男君） 質問の前に議長、標題が2つありますので、一括ということですが、標題ごとで一括ということよろしいですか。

○議長（北村収君） はい。

○5番（山内善男君） それでは、5番 山内です。2つありますので標題1の方から質問させていただきます。

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会について、今、他の議員の方からも質問がありましたけれども、公募委員の選定があつて、第1回の委員会も開かれています。そこで公募委員はどれだけの応募があつて、選定はどなたがあたりられて、どのような選定基準で選定をされたのか。私たちは議員も含めて入れていただきたいというふうになっておりましたが、残念ながら議員の方は外されております。市民の公募ももっと本当は多く入れていただきたいかったんですが、たった1名ということですが、たった1名ということであれば、どのような形で選んでいただいたのか、そのあたりのところをお聞かせ願いたいと思えます。2つ目です。募集要件の

決定にあたって広域議会の承認がその都度必要というように考えますけれども、どのようにお考えなっているのかお尋ねいたします。選定基準、選定結果などの毎に議会にかける必要があるというふうに思います。議会と候補地選定委員会の関係についてお尋ねいたします。

○議長（北村収君） 建設推進室主幹。

○建設推進室主幹（村上義一君）

公募委員の応募者数、どのような選定基準で誰が選定したかについてお答えいたします。公募委員につきましては男性9名、女性2名の計11名の応募がありました。委員の選考につきましては、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会公募委員募集要領に基づきまして、ごみ問題や環境問題に対する理解度、中立性、積極性、活動歴、知識・理解度を基準に、当行政組合の事務局長、総務課長、建設推進室長、主幹2名の計5名で選考会議を設け、応募者の書類選考と面接を実施しました。最終的には、各評価者が行った書類選考評価と面接評価の結果を合計し、最も評価の高かった方1名を公募委員とさせていただきます。続きまして、募集要件の決定にあたり広域議会の承認が必要と考えられるが、どのように考えているのか。また、選定基準、選定結果毎に議会にかける必要があるかと思うが、議

会と候補地選定委員会の関係について説明することについてお答えさせていただきます。募集要件や選定基準については、地方自治法第96条に規定する議決すべき事項には該当せず、また議会に上程する報告事項としても地方自治法第179条に規定する専決処分や個別法に規定しているものに限られるため、該当いたしません。また、土地の選定結果につきましても同様でございます。このことから、募集要件、選定基準、選定結果については、議会の全員協議会等で逐次説明、報告させていただきたいと考えております。

なお、議決事項に該当する予算や不動産の取得契約等につきましては、議案を上程し審議願うこととなりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（北村収君） 山内善男君。

○5番（山内善男君） 1つ目の公募委員の選定について、選定にあられた方、また選定基準はわかりました。しかし、その結果はですね、私、非常に不可解なのは、個人名は申し上げませんが、私たち配っている資料1の中に個人名が明らかになっております。第1回の委員会も開かれておりましたので、私も傍聴に出席させていただきました。私は今、選定基準をおっしゃられましたけど、これ実際、それとも選定をされた方はね、元議員の方で

すよね。これは、私は何かそここのとこに非常に不可解な部分をいだけざるを得ないんです。私は彦根市の方で都市計画審議会の委員もしていますが、都市計画審議会は全体で18人おりますけど、その中に議員が5人入っています。それでそれぞれ専門知識を持った者やいろんな関係の方出ていらっしゃって私たちは議員という立場で住民の皆さんの声を掌握しながら審議会に反映をさせていくということという立場で議論を進めています。私はそういう意味で言うと議員が入っていないというのは非常に納得し難いんですが、これは全体として通ってしまいましたので言いませんけど、ただ、公募委員はたった1人なのに元議員の方を選出するというそういう感覚自体が、私は選考された基準の中でよくわからない。一般市民からすればよく理解できないことだというふうに思います。まず、1つ目はそのように意見を申し述べておきたいと思います。

2つ目です。募集要件の決定ですけれども、私、これは絶対議会にかける必要があるんじゃないかというふうに思います。先ほどおっしゃられました地域振興策についてもおっしゃられましたけど各市町の負担の問題があるというふうにおっしゃられました。これはどれくらいの負担を考えられているのか知りませんが、その負担の割合、例えば億というお

金が出てくるのか。それならば各市町の負担金がどれだけになるのか。広域行政組合の議会としてそのいわゆる地域振興策にかけるお金については当然、行政当局だけの判断で進めていくということではおかしいわけですよね。議会の承認を得なければならないというふうに思います。それが一切入ってなくてスケジュールでは、管理者会、1市4町の首長で決定をされるようなことのスケジュールになっています。私はこれはちょっと如何なものかというふうに思いますが、ご見解をお願いいたします。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 最初のまず元議員が入っていることにちょっと違和感を感じるという質問についてでございますけれども、まず現職議員でしたら当然ご遠慮いただくという形でございます。元議員ということは確かにありましたけれども全く真っ白な状態で選んだ結果が1番評価がよかったと、それは1委員として私は入っておりましたけれども、それを感じましたので何か特別に議員さんをどうこうという感じで選んだものではないということをご理解いただきたいと思います。次の募集要件の議案の件でございますけれども、募集要件自体を議案としてかけている例はないのでございます。

地域振興策については、資料では管理者会で決定という形でございますが、管理者会で決定した後、当然、全員協議会では説明させていただくつもりです。それを経た後に募集を開始しようと考えておりますので、それが議決案件という形にはならないかも知れませんが必ず報告をさせていただくつもりでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北村收君） 標題1について再々質問はありますか。

山内善男君。

○5番（山内善男君） 1項目目についてはわかりました。しかし、やはりそういうことがあってもですね、やはり一般の市民目線から見て本来的にはそういう方についてはできるだけ点数を低く配慮すべきだというふうに思ひます。

2つ目ですが、これ予算がどれくらいを見積もっておられるのか、最大限、MAXどれくらいの地域振興策を充てるような形で見積もっておられるのか、お聞きたいと思ひますが、私、やはり、小さな金額ならいざ知らず、かなり環境（地域）振興策、地元の皆さん、納得をしてもらうための代替の措置ということだと思ひますけれども、かなり大きな金額が巷で流れてあります。それならば、全協で説明をするだけということでは私はこれは議会軽視では

ないかというふうに思ひます。再度、ご見解をお願ひいたします。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 先ほどの安澤議員の中でもお答えさせていただきましたが、今現在、検討中でございます。何も額の確定はしておりません。全員協議会の方で例えば話をさせていただいて、その評決があるかどうかわかりませんが、その辺の話で全く議会の意見を無視して進めていこうということは考えておりません。この前、配らせていただいた第1回概要の中で上がっていたかわかりませんが、委員長の方からも議会の方にもきちっと説明はするよという意見もありましたので、その辺は十分丁寧に説明をさせていただきたいと思ひますし、その中で議会とも一緒にこの問題について進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（北村收君） それでは、標題2に移ってください。

山内善男君。

○5番（山内善男君） 今の件ですが、やはり大きな金額ですので、これ議会にかけないというのはどうしても承服し難いというふうに思ひます。私たちとしても検討いたします。

標題2に移ります。中山投棄場の埋立終了後の不燃ごみ処理計画についてお伺ひいたします。細項目の1

ですがすでに広域行政組合と鳥居本学区自治連合会とが話し合いを重ねられた資料をいただいています。鳥居本の自治会の中で自治連合会に加入されていない自治会も存在します。どのようにその加入されていない自治会に対して対処されてきたのかお伺いいたします。本来なら全住民を視野に入れて、説明会を開催するなどの理解を得る努力が本来必要ではなかったのかというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

2つ目です。連合自治会の方から希望条件に対する回答について、行政当局の方から出されておりますけれども、特にその中の1項目目の細項目1については真摯に広域行政組合としても彦根市に本来申し入れるべきではなかったのかというふうに思います。確かに回答はされておりますけれども、ゼロ回答というべきものだったというふうに思いますけれども、そのあたり広域行政組合としても真摯に対応すべきではないかというふうに思います。

3つ目です。コンテナ車の通行台数は当初予定では1日1台、水曜日のみ4台というふうに私たち説明を受けましたが、今回の資料では、1日2台と増加をしています。なぜ、変更になったのか、お伺いいたします。非常に多くなったということではありませんけれど、当初説明では1週間でいえば8台、今回の提案で

いうと1週間でいうと10台ということになるわけですがいつの間にか台数の変更が行われております。なぜ変更になったのか教えてください。

4つ目です。環境保全対策費の見直しについて言及されております。現在の対策費がどのようになっているのかを説明いただいた上で、どのような形で見直しをされようとしているのか、説明をお願いいたします。最後です。中継基地の稼働期間は5年間というふうにお答えになっておりますけれども、その後、それが切れたあとですね、どのようにお考えになっているのか説明をお願いいたします。以上です。

○議長（北村收君） 中山投棄場主幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君）

中山投棄場の中継基地設置ということで、本日、地元から出されました希望条件の回答という資料をつけておりますので、それも見ながら見ていただきたいと思います。

1番目の質問でございます連合自治会の中には加入されていない自治会があるということで、どのように対処されたかということでありまして。また、本来、全住民を視野に入れて、説明をするなどの、説明会を開催すべきだということでございます。中継基地設置の進め方につきましては、鳥居本学区の自治連合会とご相談し、理事会、自治会長会それに彦

根市と鳥居本学区自治連合会とで開催しています調整会議で、協議を行ってまいりました。また、住民への周知方法としまして2回にわたり鳥居本学区の全戸に文書を配布しまして、意見集約を図っていただいております。文書の全戸配布では、自治連合会に加入されていない自治会につきましても自治連合会の役員の方が自治会長宅に出向かれまして対応され、同様に文書を配布しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目でございます。希望条件に対する回答のなかで、国道8号線の鳥居本南という信号がございます。これは入りますと鳥居本小学校の方へ行く信号でございますけれども、その信号地点での改良工事ということの実施についてでございます。行政組合といたしましても真摯に受け止めまして、中継基地の設置には外せない条件としまして、強く申し入れまして、担当課においては、地元の思いを強く受け止めていただいております。地元の協力を得ながら前向きに検討していくということを伺っております。

3点目でございます。コンテナの台数の違いということでございます。当初は全戸配布しました文書では、曜日別の搬入量を1台の10トンにつき7トン運べますので、それで割りました台数を算出したものでござ

います。今回の中山投棄場での中継基地整備にかかる希望条件に対する回答書の中では、午前一車、午後一車ということを用用するとしております。これは、地元の皆さんへの説明の中で、コンテナの搬出につきましては、曜日によっても台数の偏りがないよう、平準化を、いわゆる平均化を図りながらということで説明してまいりましたので、これによるものでございますのでお願いします。

4点目でございますけれども、いわゆる環境保全対策費の現状と見直しの考え方というお尋ねでございます。現在、鳥居本学区自治連合会につきましては、月額10万円、年に換算しますと120万円、地元中山町中山自治会につきましては、月額5万円、年額60万円を支出しております。

今回の中継基地を設置しますと、パッカー車等によります中山投棄場への搬入台数につきましては、これまでと変わりございませんけれども、圏域外の民間処分場で処理するということで、10トンコンテナで中山投棄場から搬出しますので、その台数分が増加するというところでございます。この車両の増加や車両の大きさ等を考慮いたしまして、また、物価水準の変動も勘案しまして環境保全対策費の見直しを行うことを考えております。

また、地元から、総合的な環境保

全に対する対策ということも求められておりまして、地元の意向に沿った対応をしてみたいと考えておるといふことをございます。

最後でございますけれども中継基地の稼働期間5年ということ、その後に対するどう考えているのかというご質問でございます。地元では中継基地の稼働期間がずるずると延ばされるのは困るといふことで懸念があったということから中山投棄場での中継基地の稼働期間を5年に限定させていただいたといふことでございます。その後につきましては、現在、新しいごみ焼却場の候補地選定委員会というものが動き出しております。この新しいごみ焼却場の用地が決まりましたら、その中で不燃ごみの中継基地兼選別施設を併設するといふ方法も考えられ、その進捗状況等を勘案しながら、中山投棄場以外での中継基地を計画する考えでございますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（北村収君） 再質問はありますか。

山内善男君。

○5番（山内善男君） 1番目ですけど、結局、連合自治会に入られていないところについては、チラシの配布だけで終わったといふことになってしまふわけですね。そういう点では、やはり全住民に対して、等しく説明をする機会が必ず必要では

なかったかといふふうに申し上げておきたいと思ひます。私、彦根市の中で稲枝地域に住んでおりますけれど、この4月から7つの中学校で学校給食が始まりますけど、今までは稲枝の中学校だけが自校方式で給食を行ってまいりました。中島市政の最後の時代に稲枝地域の学校給食は1校だけしかやっていないので行政からすれば公平性に欠けるのでやめていただきたいといふ申し出がありましたけれども、それは連合自治会を窓口にはしませんでした。全住民を対象にみずほの文化センターで、今も覚えてますけど、市長と教育長とが説明に来られて、それから全住民が参加をして、そのような機会が2回ありましたけどやはりそのような手続きを含めてやはり一度はやるべきではなかったかといふふうに申し上げておきたいと思ひます。連合自治会に入っておられない自治会も当然あるわけですからチラシの配布だけで終わってしまったといふことに、そこの住民の皆さんはなってしまったといふことだといふふうに思ひます。

2つ目です。希望条件に対する回答ですけど、私これ、私自身申し上げておきたいのは、住民に配られた広域行政組合の回答と議員にいただいたこれを住民に回答しましたといふ回答書と違ふんですよね。こういうことはちょっとあかんといふよう

に思います。住民に対して配られた回答はA4のペーパーで4枚、議員に対してはこれをかなり省略をした、かなり大きな文字で書かれたものが1枚です。ちょっとやっぱそれはね、住民にどのような回答をされたのですかということ資料をいただきたいというふうに申し上げたので、誠実に住民に配った資料をそのまま議員にいただきましたかというように思います。このような対応をされると行政当局の方、皆さん誠実におそらく仕事をされているはずだというように思いますけれども、すべてを疑念をいだかざるを得ないような状況になりますので、こういう対応はこれから以降謹んでいただきたいというように思います。議員にいただいた回答書は、かなりまとめられておましてその詳細についてはわかりませんでしたけど、住民の皆さんからもらった行政当局の回答を見させていただきました。例えば、1番の①などは、このように書いてあります。現時点において、当市道の拡幅計画はありませんが、今後地元自治会役員各位のご協力と地権者皆様の合意形成が図られるようであれば、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。これももうゼロベースでの回答ですよ、これは。行政当局として、本当にやる気があるのなら協力をお願いしてほしいということその家屋の皆さんや地

権者の皆さんに頭を下げて頼みに歩くというのがやろうと思えばそういう対応だというように思います。この回答は地権者の皆さんや自治会役員の皆さんの協力があれば前に向いたかなというような、ちょっとぼくは、この回答については不可解に思います。そういう意味でいえば広域行政組合の執行者の皆さんももう少し彦根市に対しても真摯に対応してほしいということこそ是非申し入れていただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

3つ目です。3つ目は平準化することでしたけど、結果として台数が増えたということについては住民の皆さんの方から意見はなかったのかかどうかお聞きしたいと思います。環境の問題については、台数分が増える分、+αを考えているということでもわかりました。最後ですけど、新しいごみ処理施設の建設の中で中継基地の稼働5年間、稼働後については考えたいということでしたけど、それで本当に大丈夫なのかなというふうに思います。かなり、この問題については長期になるというように思いますけれど、その辺のお考え、それ自身、ちょっと甘いんではないかなと思いますが、それに対するご見解をお願いいたします。以上です。

○議長（北村收君） 中山投棄場主幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君）

中山投棄場主幹でございます。

1点目の住民説明会が1回でも必要であったのではないかとということでございます。確かに住民を対象とした説明会がという意見も地元の話し合いの中で出されました。先ほど申しましたように、私ども組合としましては、鳥居本自治連合会とご相談しながら進めてきたということでございます。地元としましては、地域住民の自治組織であります自治会を活用するという事で地域の活性化ということも考えておられたんじゃないかということをおもうわけでございます。

2点目でございますけれども、いわゆる回答書が違うということでございます。住民の方、また自治連合会へ回答したのはいわゆる行政組合分と彦根市分と合わせたものであるということでございます。地元から質問がありました希望条件につきましては、いわゆる事業主体としまして、当行政組合分と彦根市分に分かれます。それを合わせて地元の方へはお答えさせていただいたということでございます。今回の議会につきましては資料の一番上にも書いてますけれども当行政組合分ということでお答えいただいています。回答している中身につきましては、何ら変わりはございませんのでご理解いただきたいと思います。

そして3点目でございます。コンテナの台数でございますけれども、先ほど説明しましたとおり、何回かの地元説明の中で平準化をはかる、曜日によって偏らないようにということで説明しましたので、特にそういう意見はなかったとということでございます。最後でございます。

5年後の対応という中でございます。ちょっと舌足らずのところがあったかも知れませんが、現在、別途取り組んでいます新しいごみ焼却場の候補地選定というのは、順調に進みましたらその敷地の一角で中継基地というものを先行させていただきたいと考えております。候補地の選定が難航しました場合は構成市町で新たな中継基地ということを探すとすることを考えております。いずれにしましても中山投棄場での中継基地の運営というものを見極めながら稼働3年を目途にどうするんやという見極めをしていく必要があると考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（北村收君） 再々質問。

山内君。

○5番（山内善男君） これが最後になりますけれども、チラシの配布の回答の件では何度も申し上げますけれども、回答はですね、彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 大久保貴という名前で回答されてるんですよ。だから住民に対して回答していただ

いた分を議員にも見せていただきたいというふうに言ったときは、この名前で回答されたものを見せていただきたいとも言っているわけですからこの名前で回答された分はペーパー4枚あるわけですね。だから、それを議員に対して回答するときは割愛して回答するというものは、私自身はそれは論外だというように思います。間違いは間違いとして間違いだったということではっきり言っていたいただきたいというふうに思います。そうでないと、これから議員と行政当局の信頼関係が崩れるというように申し上げておきたいというふうに思います。あとの分については、それなりにわかりました。

ただ、5番目の今度の稼働5年後の施設については、新しいごみ施設の中で考えてられればいいですけども、その可能性は非常に低いのではないかなと思うんでそういう意味では独自に模索する必要があるのではないかというふうに申し上げておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（北村收君） 中山投棄場主幹。

○中山投棄場主幹（水森豊孝君）
回答書の件でございますけども、やっぱり当行政組合の所管ということで関係分を出させていただいたということでございます。議員のおっしゃることも、全体を出せということ

でございますので、ちょっとこの場ではわかりませんが、一度そういうことのあり方も検討させていただきたいと思います。

そして5番の5年後の中継基地の予定でございますけども見極めながら、新しい焼却場の敷地内にできなかつたら、他の所で、中山投棄場以外の所で探すということも考えをもってますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（北村收君） それでは次に通告提出順になりますが、6番 西澤申明君。

質問は一括でお願いします。

○6番（西澤申明君） 6番 西澤です。

私は、一般質問で一般廃棄物処理の広域化事業に関連して、管理者および事務局の見解を質すものであります。私はごみ問題を通じてそれぞれの市町、地域で民主主義を作っていきたいとの願いから質問します。ごみ問題に対する当組合の基本的立場を確立する必要があると、従来から考えているものであります。それには構成市町のそれぞれの立場があると思いますが、ごみ処理の直接の現場として、複雑、困難さを深めているごみ問題の根本的な解決の方向、展望をまず明らかにする必要があると考えます。その一里塚として、新施設との位置付けが必要と思いますが、当組合の見解をお尋ねするもの

です。よろしく申し上げます。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） ただ今の質問にお答えします。

平成26年2月議会で西澤議員の質問にお答えしましたとおり、いわゆるごみ減量化やリサイクルを基本とした廃棄物を発生させない（発生抑制）、不用物の有効利用（再使用）、資源としてのリサイクル（再生利用）という3Rを推進し、なおかつ熱回収を行って、環境への負荷ができる限り低減される社会の実現、つまり循環型社会の実現を住民の皆さんと一緒に進めていくことがごみ問題の根本的解決の方向だと組合としては考えております。

この循環型社会の実現には、広域でのごみ処理方法の統一化によるごみの減量化の推進、広域ごみの集中分別によるリサイクルの推進、広域資源ごみの集約によるダイオキシンの発生抑制、熱回収が見込まれる新施設は欠かせないものと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、循環型社会の実現とともに、新施設は、公共施設の集約化による経費の合理化を見込めること、さらに国の交付金の交付も受けられるため、住民の皆さんの経済的負担の軽減にも寄与するものと考えております。以上です。

○議長（北村收君） 再質問はありますか。

西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 質問を出しました背景はですね、なぜこの問題を取り上げたかという私の問題意識からであります。人間の社会生活、経済活動と深い関わりを持ち身近な問題にも関わらず遠い存在となっているという危機感もあるからです。最近、世界の研究者たちが明らかにしたプラスチックごみが世界で800万トン、海に陸に堆積しているという記事を目にしました。800万トンという、想像が付きませんがそのプラスチックごみが微粒子となって、大気中にまた海水に漂い、魚などが餌とともに捕食し、食物連鎖により地球上の人類を含むあらゆる生物、生存環境に否定的で深刻な影響を与えているというものであります。そこで、岩佐恵美さんという国会議員も務めた環境資源廃棄物問題研究家の方であります、これが雑誌に小論文を投稿されていましてので若干引用します。A4の15ページに及ぶものですので割愛をして紹介をしたいと思います、ごみ問題をそもそも考えるという件で非常に含蓄のある提起をされています。一筋縄では括れないような簡単な課題ではないように思います。人々の生活環境やそれぞれの土地や地域間で随分違いがありますと述べながら、しかし、ごみ問題は人々の命、そして環境を守る視点から考えていかね

ばならない重要なテーマだということ
とはいつの時代も変わらないのでは
ないでしょうか。そして、多様なご
みに対する住民の意識のところでは
非常に面白い分析をされています。
まず、ごみを出す人たちについて言
えば、焼却炉やごみの分別施設、最
終処分場、ごみ処理施設周辺に住む
住民は別として、多かれ少なかれ、
ごみが目の前から消えてなくなれば
それでよいと考える傾向が強いのか
も知れませんが指摘しています。そ
して、分別されたごみがどこへ、ど
う運ばれ、再資源化されているのか
ということについても、行政から正
確な情報が知らせない上に住民自ら
が進んで関心を示すことはあまり多
くないかも知れませんが述べていま
す。そして収集された燃やされたご
みが、どこへ、どう埋め立てられて
いるかについてまでほとんどの人が
関心を持っていないと考えるのが一
般的ではないでしょうかと件で述べ
ています。そして、利潤追求がもた
らす歪みを正して、環境、命、資源
としての解決をとということで、行政
の政治の中心的な責任を述べていま
す。そして、今、推進室長さんが述
べていただきました政府の方向は、
大変これに逆行していますと述べて
います。遅々として進まない国の循
環型社会形成推進政策です。この中
に基本計画が8つの取り組みを上げ
ています。これ省略をしますがその

中に2Rですね、これは具体的には
何らその方策が示されていません。
それどころか、拡大生産者責任です
ね。つまり、生産者が責任を实实在
り最後まで負うという仕組みですが、
その具体化は棚上げする一方で、自
治体と住民に負担を負わせる、ごみ
焼却中心のごみ行政、住民へのごみ
手数料有料化など、従来の延長線で
の取り組みについては相変わらず強
調して記述していると批判をされて
います。そしてその中にですね、改
修とそれから長寿命化から、つまり
そういう流れから、今、大型炉新設
路線へ逆戻りしているということで
警鐘を鳴らされています。その最た
るものは、アベノミクスで大型施設
建設路線が復活をしつつあるとい
うことです。13年度の予算の中でも
書かれていますが、広域的かつ総合
的な廃棄物処理、リサイクル施設整
備を支援すると明記をされています。
ですから、このごみ行政を大きく左
右する焼却炉の建て替え問題で、ど
う自治体やそれから私たちと組合が
どう臨むのかは非常に大きな分かれ
道だというように思います。最後の
方の件はですね、ごみ処理広域化で
は住民の目、声が届きにくいとい
うこともしっかりと指摘をしまし
て、私ども、また当局者がですね、この
ことを自覚をする必要があるとい
うように思います。そしてその中で、
こうした焼却炉メーカーを喜ばせる

結果をもたらすだけの国、広域、大規模化、焼却炉施設の建設誘導はごみ焼却処理量の減量による環境負荷への軽減と自治体のごみ減量による経費削減に逆行することは明らかですと非常に明解に指摘をされています。そして、国は誤った施策を転換して住民本位、今言われました住民の皆さんと共に考える上で何が必要かということを示べられて、最後にこのように締めくくられています。ごみ問題はまさに地域の民主主義を作っていく取り組みに他なりません。この、私、小論文を読みまして改めて、ごみ問題に向かう私たちの基本的な立場をそれぞれの住民もそうありますし、構成市町で構成されているこの当組合がはっきりとした、明確な方向を持つ必要があると思うんです。当組合は構成市町の首長さんで執行部を構成しているわけですがごみ問題で言えば、処理を委託されている関係にあると思います。しかし、独立した行政事務を担っています。逆に、ごみ現場に直接接している強みを活かして、ごみ問題の根本的な解決のためには何が必要か、国政、地方政治が抱える問題点は何かなど、現状を踏まえた課題の提言を説得力をもって行える現場だと私は思っています。この点でこのごみ問題の根本的な解決、当組合は2つの候補地について断念の方向になりましたし、破談という結果もありま

した。その結果を受けて、そういう方向を是非とも作っていく点でもですね、逆に言うたらそういう経験を経た当組合でもありますし、構成市町でもあると思うんです。その見解を再度求めます。

○議長（北村収君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） ただいまの質問についてお答えします。

ごみ問題につきましては、構成団体である各市町で住民の身近な問題として捉えて、ごみの減量化にまず取り組むということが必要であると思います。それから生産者の責任ということも、例えば廃掃法にありますように各市町は一般廃棄物の処理について、計画を立てて処理しなくてはいけないというような規定もありますようにその中での計画を含めて、指導も行っていくと思います。各市町で住民と共に身近な問題としてそのごみの減量化を捉えた上で、ごみの減量化を推進し、さらにその上で広域化をすれば、先ほど申しましたように資源ごみの効率的な回収やダイオキシンの縮減、熱回収によるエネルギーの再利用、建設運転経費の削減などのメリットがございますので、そういった循環型社会、それからごみ問題の解決ができるというふうに、広域化をすればできると考えております。声が届かないということがございますが、先ほど議員の方からもおっしゃられましたとお

り、各構成市町で運営もしておりますのでそういった声はすべて届きま
すし、それとこちらの方の組合の意
向もさらにまた還元することは可能
だと考えています。例えば、国の交
付金につきましては、事業費の3分
の1補助、あるいは2分の1補助と
いうものがございます。そちらの方
の要件で行きますと、今は廃棄物の
処理量の要件はございません。人口
が5万人以上、あるいは面積が40
0キロ平方メートル以上の2点のみ
でございます。そういったところで
この交付金を受けるためには、やは
り広域化をした方がいいであろうと。
ただ、そういった中で各市町がそれ
ぞれごみの減量化をはかって、その
適正な施設を建てるということが、
大型化ということに完全につながる
ものではないと考えておりますので
よろしくお願ひします。

○議長（北村收君） 再々質問。

西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 心配しまし
たとおりですね、国の補助金に誘導
されて、各市町が優先的にそのごみ
問題に対応する以前にですね、平成
13年、この破談の基になった広域
化、県の音頭、そしてその背景には
国の制度があります。そのようにし
て、背景が大きな国の力でされてい
ます。それに対してしっかりと住民
に寄り添って行政組合、広域の組合
が基本的なスタンスを守らない限り、

大型化はありきで進んでいきます。
その点、注意喚起をしておきたいと
思います。私は、過去2か所の広域
化新施設の建設候補地が破談をした
一番の背景はですね、これについて
根本的な総括ができてないというよ
うに私は思います。それであれこれ
の技術論ではないと思うんです。住
民と共に心も知恵も寄せ合い、先ほ
ど答弁で住民と共にと言われました
けども、そのいろんな行政の姿勢と
いい、事務手続きといいですね、住
民の代表である議会と共に相談をし
ていく。それから、公募の委員が1
名、もともと住民の皆さんと一緒に
考えるというスタンスではないんで
すよ。こういう点はですね、具体的
に改めない限り、住民と共にとい
うのは進みません。それで、通い合っ
てですね、解決していくというごみ
問題に対する行政の基本姿勢が不足、
いえ、欠けていたというのが正確な
総括の視点だと思います。当組合も
そのことをしっかりと文章化をして
総括に入ってですね、次の行政運営
に臨んでいくことを改めて提起をし
たいと思います。今度は候補地選定
の委員会に立ち上げになってですね、
不十分でながら、その2つの破談の
問題を踏まえて、こういう結果、こ
ういう方向に進み始めました。です
からごみ問題のそもそもの問題点、
解決すべき問題を根本からしかり
と捉えた提言なりをする必要があり

ます。当組合の処理の規模はですね、全国から比べれば、ごくごく小さなものかも知れません。しかし、先進的な取り組みは全国で注目をされます。小さな市町であっても、先進的で環境に負荷を与えない非常に努力をした取り組みをされている自治体もあります。そういう点ではそもそもごみ問題はという、根本の解決には方向を、展望を与える提言をまとめるということを進んでいただきたいということをお願いをして見解を求めます。

○議長（北村収君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 私の方の先ほどの説明が少し国の交付金という言い方をしてしまったので、国の施策に則ってというふうに捉えられてしまったのかも知れませんが、先ほど最初に言いましたようにごみをそれぞれが減量した上で、施設をさらに集約していくということは一番ごみの減量につながるし、経費の削減にもなるということが一番でございますので、そういった観点を考えながら、それから過去の経緯というのはこの事業に関わらせてもらった関係上、よくわかっているつもりでございますので、そういったところで改善した方がいいであろうという点は改善していったらいいという点でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（北村収君） はい、それで

は次に通告提出順で最後になります。4番目、8番 今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） それでは私は紫雲苑関係でちょっと一般質問をさせていただきたいと思っております。休日等火葬委託業務の問題を問うということで、火葬業務、誰しも最後はお世話になるんですけれども、失敗は許されない業務です。近年、当組合では、導入いたしました委託業者の火葬業務について、もし火葬業務において何らかの遺族とのトラブルや火葬業務内容で不適切な問題が起きた場合、その対応や委託業者への指導は当然、契約を交わしている管理者に問われて参ります。このことについてまず当組合の見解を伺います。

○議長（北村収君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（茶木作夫君） 確かに言われるとおりでございます。もし何かあれば問われる責任者は管理者でございます。それで、まず法的にいろいろ規制がありますので、法的に言われるということがございます。それで、当組合の職員もさることながら、委託業者についても当組合以外でも委託業務は受けております。それによりまして、業者もいろいろ勉強をしております。暫時、その辺の失敗がないということで一応、業務は毎日、日々緊張をもって業務をしているというように聞いております。

○議長（北村收君） 再質問。

○8番（今村恵美子さん） 場長の方から失敗がないように万事研究してやっているというお話だったんですけれども、この休日等委託業務というのが紫雲苑の休日が年間1月1日、1日間ということに変わりました、そのために正規の火葬業務職員3名の休日等の関係もあり、業者委託という形、システムをとってきて。これは23年度からですよ。とってるんですけれども、やはりこの火葬業務というのは、私も何度かあそこでそういう場に立ち会っていますけれども、やはり非常に専門性のある業務として、大事な仕事だと思うんです。そういった中で、26年、今年度、この委託業者の、当組合に来て、請負業者から派遣された人が火葬業務を行うわけですが、何日、1日で何人来られて、何体の火葬業務をしているのか、そのことをまず明らかにしてほしいんです。なぜかと申しますと、請負をしてくる場合には、今、紫雲苑で働いていただいている火葬業務正規職員は、派遣で来られた業務に対して指導・監督はできないんですよ、法律的に。ですから先ほどおっしゃったようにその委託業者が派遣させた職員に対してしっかりと業務の内容把握と業務遂行をさせる義務があるわけですが、それに対して、いろいろな派遣で来た人たちが、何かあ

った場合に26年度にはあそこを利用された住民の方からの苦情は全くなかったということで理解してよろしいのでしょうか。先ほどの場長の説明ではそういうように聞こえたんですけれども、なかったらよろしいですけれども今後の懸念としては、委託業務ということでは非常に派遣されてくる職員の能力、また経験というのは不特定となって経験の少ない人も来る、パートさんも来る、そういう可能性が無きにしも非ずだと思っています。そういった中で、その問題を解決するためには、その業者に鋭意勉強してもらうということは当たり前のことですが、それが本当にしっかりと当紫雲苑の火葬業務で活かされるかどうかというのは私はたいへん懸念を感じております。何かと申しますとやはりあいった業務というのはプロとして専門をもって何年もやっておられる方、うちは正規職員3名いらっしゃいますから直営でちゃんと職員さんがやっていたいておりますけれども、委託でいけばその委託業者の都合でいろんな職員が派遣されてくるわけですよ。ですからそういった問題が生じないということはとてもちよっと考えられないかと。今後の状況を考えて、非常に懸念をしています。そこで、26年の、今年度においての休日の火葬業務をどこの業者に委託されているのか。そして、何日、

1日何人、火葬タイプについても答弁をしていただきたいと思います。それとうちの債務負担行為を見ますと、紫雲苑の休日等火葬業務の債務負担行為は、4938万という形で債務負担行為をもう上げておりますよね。それが、今、4年目、26年度で。それで、1167万8千円という形で今の期間では業務委託料を支出見込みだと。今後については、3770万2千円という形で今後の支出負担行為を考えているということですが、その業者委託をするのと私は正規職員3名しかいないんですけど、ゆくゆくは年齢的に定年になって退職される方もいるといったことはある中で、当組合においてはこういう火葬業務職員は正規職員としてきっちりと配置をしていくべきだと思うんですけども、その委託業務見通しと直営でやる必要性、私、委託よりも直営で臨時職員を足りないときは補充した方がよっぽど今の職員さんが指導できていいんじゃないかと思っておりますけれども、どういう見通しをもって今後これやっついこうと思っているのか、26年の実績を踏まえて説明をお願いいたします。

○議長（北村收君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（茶木作夫君） 火葬業務につきましては、1日、何人というのはそれぞれ亡くなられて会葬

が、葬式が行われるというのがありますので日によっては、ない日もありますし、多い日は8件とかいう日もあります。それは、委託業者の場合は金曜日の日に前日、何件ありますという形で業者の方に報告をいたします。業者につきましては株式会社きくやです。それに火葬の人数によりまして向こうの方から派遣をします。だから、少なければ少ない人数、多ければ多いという形でございます。その中に必ず1人はベテランのような方がおられます。あとは、見習いの方とかいろんな形で来られる場合もありますけど、だいたいそういう形です。そこもよそでいろいろやっていますんで人をよそで毎日やっている人が休日になったらこちらの方へ来るという形ですので、うちだけで業務をやっている人は、まずおりません。という形ですので、その技術についてはよそでも火葬業務を行っている方がうちの方へ来られているというような形でございますのでその辺よろしく願います。それで、先ほど言いましたように、1日 何件とかいうのは平均とれませんので、それだけは言えません。火葬の人数によって派遣される方が増減があるということがありますのでそれだけはお伝えしておきます。それとあと、先ほど言いましたように今後、正規職員でいってほしい云々というようなことがありますけ

ど、今現在は、先ほど全協で言いましたように任意団体であります斎場協議会、一応7斎場入っておりますけど、うち以外の全部、委託をします。火葬業務は委託してます。あとお金につきましては、その組合がしているところと全部委託しているところといろいろあります。そういう関係ですけれども、うちの方としましては現在、正規の職員がおりますので、現状では現状維持という形でいこうと思っています。今後につきましてはちょっとまだ検討しておりませんが正規職員がいる限りは現状でいくという形で、現在は考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（北村收君） 再々質問。

はい、今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 今、場長が火葬の件数によって休日委託、きくやから、業者から人を何人派遣するかを決めてやっているというお話でした。その来た人がベテランか見習いかという関係なく、その人自身が正規の職員かパートさんかそういうことまでは契約の間では規定は何もないでしょ。どういう形の雇入れをした人が来てくれるのかというのが私は大変問題だと思うんです。やはりね、責任をもって一生懸命やってくれるのは正規の職員さん。やっぱり仕事として誇りをもってやるんだという形でやってるからできる

んですよ。他の斎場も委託しているからあっちこっち行っているから慣れてますという問題じゃないんですよ。その人が私たちの住民の、管内の住民さんが誰か身内が亡くなった場合にあそこで当然お世話になるわけですからね。その時にやはり誠意をもって責任をもってその人たちの気持ちにちゃんと則して業務をしていただくことができるのは、やはり一定、給与体系の保障のあるね。私はだから当組合の火葬業務は非常に優れていると思うんです。今、全国的にそういった指定管理者へ委託やそういったことが自治体からされるけど、でもそれが決していいということにはなっていません。はっきり言って。経費が安ければいいという話とかよく出ますけど現実的にはその委託業務費用はそんなに安くなってない。うちの場合は。と私は思っております。ですから、今後やはり、紫雲苑の今の大型改築で施設の中の用務も増えていくわけですがけれどもそういった中で火葬業務が一番のメインなわけですから、そこに対してはきっちりと住民の負託に応えられるような業務をしていくためには、私は業者委託というのは本来、当紫雲苑においては私はやめていくべきだと思っています。今の職員さんたちのあとに続く、また後継の職員をつくって直営で火葬業務を当組合ではしていくということが長い目

で見たら安定的にまた質の変動がなく、そして住民の気持ちに沿った、心をもった火葬業務ができると考えておりますけれども、そういった面で先ほど、この委託業務はまだ何年契約でしているかわかりませんが、27年以降、委託業務というのはどういう契約で、今、交渉されているのか、最後、聞かせておいてください。よろしくお願いします。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 今村議員の質問にお答えいたします。きくやとの業務委託につきましては、5年間の長期契約でやっているところでございます。したがって、平成28年の3月31日に5年の契約が満了して、それ以降はまた新たな委託契約ということになるかと思っております。それは、きくやとかじゃなくて、指名競争入札で新たな業者選定ということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（北村收君） 以上で事前通告のあった質問は終了いたしましたので一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成27年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会します。

午後4時25分閉会

会議録署名議員

議長 北村 收

議員 安澤 勝

議員 外川 善正

全 員 協 議 会
(2 月 27 日)

平成 27 年 2 月 27 日(金曜日)

午後 2 時 00 分開会

○議長（北村收君） それでは、皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは定例会の開会前にお時間をいただきまして、全員協議会を行います。それでは本日の欠席者について、事務局に報告をさせます。

事務局。

○事務局（高田事務局長） 失礼いたします。それでは公務等による欠席届が提出されておりますので、ご報告申し上げます。彦根市選出の小川喜三郎議員、安居正倫議員、甲良町選出の木村修議員、以上 3 名の方々から欠席届が提出されております。以上でございます。

○議長（北村收君） 次に今定例会の開会にあたり、管理者よりあいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者（大久保貴君） 皆様、こんにちは。ひとこと、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成 27 年 2 月組合定例会を開会をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、

誠にお忙しいところ、ご参加いただきましてありがとうございます。併せて、平素から当組合の管理運営に格別のご理解、ご支援を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本日は平成 26 年度一般会計補正予算ならびに平成 27 年度一般会計予算について、議案を提出させていただいておりますので、どうぞ慎重なるご審議の上、ご決議をいただきますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが冒頭にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） はい、ありがとうございます。これを持ちまして、全員協議会を終わります。

午後 2 時 02 分閉会